

「(仮称) 白岡町自治基本条例(白岡町まちづくり条例)をつくる会」

第22回全体会議・ワークショップの概要

日 時 平成22年8月21日(土) 午前9時06分～11時53分

会 場 庁舎4階 会議室403

出席委員(敬称略) 飯島、五十嵐、内山、遠藤、金子、神田、古嶋、嶋津、広辺、藤巻、松井、吉野
学識経験者 牛山教授

事務局(町職員等) 高澤、河野、岩楯、神田、山岸、高山

配布資料 別添のとおり



1 本日の内容

(1) 全体会議

条例の素案の大項目「次世代」について

前回のワークショップで項目を議論した際には、大項目は「教育・次世代・子育て」、中項目は「子育て」、「生涯学習」、「こども」だった。ワークショップの後の全体会議での意見等を受け、「白岡町の次代を担うこども(次世代)がまちづくりに関わる」ことが大事であるとの認識から、大項目を「次世代」、中項目を「こども」として作成した作業部会の案を報告した。

以下のとおり、意見等があった。

ア 「内容」について

- ①②の順序を逆にしたい。②「主役」が上である。→法制上、確認する。
- 「子ども」、「子供」、「こども」の違い→特定の年齢をイメージしないようにした。
- 中高年の捉え方は? 中高年への対策は?
 - ・高齢者を大事にするのは常識
 - ・高齢者対策との違いをどう出すのか?
 - ・こどもは権利が弱いから項目立てした。(こどもが次のまちづくりにつながる人材に成長して欲しい。)

イ 「趣旨」について

- 白岡町でこどもたちが健やかに成長することを保障する。→一文にして、再検討。

ウ 「考え方」について

- 1行目「渡って」→「亘って」
- 2行目「こどもは白岡町の将来の宝であるだけではなく、こどもの健やかな成長が」
※下線部を追加する。
- ・①こどもは家庭だけでなく、地域の中でも成長している。
 - ・こどもが最も影響を受ける世代なのか? →人それぞれ。
 - 中項目を設け、こどもを強調している。
- NPO等の場合 ・促進・・・相手が自立している。
・支援・・・相手が弱い。
→「促進」のままで修正しない。

(2) ワークショップ

ア 大項目「改廃」の中項目「改廃」についてワークショップを行った。

なお、Aグループの欠席委員が多かったので、B・Cグループの2グループでワークショッ

プを行った。各グループで議論した内容や表現(文章化したもの)等については、以下のとおりとなった。

B グループ	遠藤（発表）、五十嵐、遠藤、神田、広辺、藤巻
検 証 キーワード、文軌、 考え方（抜粋） ※以下同じ	・改廃よりも検証する内容になった。改廃については、通常の議決と同じように改廃できることとするので、あえて記載する必要はない。 ・内容は、「①町長は、この条例の検証のために、自治基本条例推進委員会を設置する。」、「②委員会は、2年ごとに検証し、結果を公表する。」、「③委員会は、公募の町民、議員、町の職員で構成する。」 ・委員会は、地方自治法の常設委員会にする。また、委員の任期を2年と考えている。自治基本条例の進捗状況や見直しや検証を行う町長の附属機関である。回数や人数については未定。 ・見直しを含めて改廃が必要であれば、委員会が中心になって公聴会などを開き、改廃の意見を報告する。その場合、改廃について町や議会は、その意見を尊重して通常の手続きで改廃を行う。 ・書けるのであれば、常設の委員会の結果を尊重することを書きたい。
C グループ	松井（発表）、飯島、内山、金子、古嶋、嶋津、吉野
改 廃	・地方自治法で保障されている署名により、改廃を請求する方法と、公聴会を行い、改廃を請求し改廃する方法の2つを考えた。 ・一般の意見を受けるため、委員会を作る。委員会の構成は、議員と行政職員、町民、学識経験者によって構成される。採用した意見については議会に審議していただく。 ・意見に対しては、採用、不採用の事由を公開することが大事である。 ・公聴会の結果、改廃が必要であれば、個別条例で定めた必要な手続きを踏むということを考えている。 ・見直しは5年以内に1回とする。

イ つくる会全体での調整

- 改廃もしくは検証は必要である。
- 定期的な見直し○r常設委員会○r必要なとき
- 委員の任期は2年○r5年以内
- 委員の構成は三者（公募の町民、議員、町の職員）○r別途条例

※詳細については、議事録を参照してください。

(3) その他

- ア 次回の第23回全体会議で議論するので、配付する「前文（案）」について、各自で目を通しておく。また、この条例の「名称」についても考えてくる。
- イ 本日の会議終了後、第14回作業部会の日程等について打ち合わせを行う。

2 次回の日程

9月5日（日）午前9時から、庁舎の会議室403で行う。

(仮称) 白岡町自治基本条例（白岡町まちづくり条例）をつくる会
第22回全体会議及びワークショップ

1 日 時 平成22年8月21日（土）午前9時～正午

2 場 所 庁舎 会議室403

3 内 容

全体会議では、作業部会が作成した大項目「次世代」の中項目の案を基に、内容や趣旨、その考え方等を確認します。

ワークショップでは、大項目「改廃」の中項目「改廃」の具体的な中身（内容）について、その内容や考え方等を議論します。

4 プログラム

時間の目安	内 容
9:00	開会
9:00～ 9:10	あいさつ（「つくる会」内山会長・高澤秘書広聴課長）
9:10～11:50 (適宜休憩)	1 全体会議（議長：内山会長） 作業部会が作成した、条例の素案に盛り込む項目案の大項目「次世代」の中項目の案を基に、内容や趣旨、その考え方等を検討します。 2 3グループによるワークショップ ※作業内容については、裏面のとおりです。 (1) <u>皆さんが事前に行った宿題を基に</u> 、大項目「改廃」の中項目「改廃」の具体的な中身（内容）について、その内容や考え方等を議論します。 (2) グループごとに発表します。
11:50～12:00	事務連絡
12:00	閉会

ワークショップの進め方

本日のワークショップでは、条例の素案に挙げる「内容」や「考え方」などを具体的に作成していきます。特に、「**考え方**」を作成することは、「条例の素案」の内容が、町民の皆さんに理解してもらえるものになるかどうかを左右する重要な作業です。

★「**考え方を作成する**」とは、みなさんの「想い」を明確に文章にすることを言います。「『考え方（想い）』があるからこそ、その内容になる」のです!!!★

大項目「改廃」の中項目「改廃」の内容はどのようなものになるの？

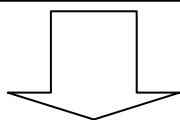
【改廃】この条例が、社会情勢や住民参画の状況に応じてふさわしいかを見直し、改正・廃止する場合や、住民参画を推進するための制度等がこの条例を反映したものにするために改正・廃止する場合の取り決め（担保）について明確にする項目です。

* * * * *

【大項目「改廃」の中項目「改廃」の具体的な内容等について】

- ①「 **大項目「改廃」で挙げた中項目「改廃」の具体的な中身（内容）とその趣旨、考え方等について話し合います。議論した内容等について、「別紙9」に記録します。**

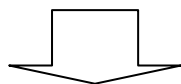
各委員が考えてきたものを基に、「具体的にどのような内容（中身）を盛り込みたいのか」、「それはどのような趣旨なのか」、「なぜその内容を盛り込みたいのか（考え方等など）」について話し合ってください。また、書記の方は、経過や結果等についての議論を「別紙9」に**記録**してください。



特に、「**なぜ（考え方）**」に当たる部分は、メモ程度で結構ですので、必ず残してください。また、集約作業においても残してください。

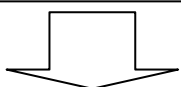
- ② **①の作業で出した意見等を集約する作業を行います。**

①の作業で出た意見等を基にして、グループとして内容、趣旨、考え方などを集約していきます。書記の方は、項目1つにつき1シートを使用して**清書**してください。（※別紙9を提出）。



- ③ **どのような内容になったのか、どのような考え方からその内容を盛り込みたいのかなど、その内容、趣旨、考え方などについて発表を行います。**

②の作業の経過や結果等について、グループごとに発表してください。



「ワークショップ」を行うのは今回で終了です。
お疲れさまでした！



第13回作業部会の記録シート(H22.8.18)

大項目 **IX 次世代** 中項目 **こども**

H22. 現在

1 内 容 ※文章化してください。

[8/18第13回作業部会の案]

- ①町民と町は、次代を担うこどもが、様々な学習と経験を重ねて心豊かに成長し、個性や能力を十分に発揮できるような地域づくりに努めます。
- ②町民と町は、次代のまちづくりの主役であるこどもが、それぞれの成長段階に応じ、まちづくりに参加することを促進します。

[8/21第22回つくる会全体会議での委員の意見]

☐

2 趣 旨 ※上記の文章にした趣旨(ねらい)を記入します。

[8/18第13回作業部会の案]

町民の中でも特に次代を担う世代であるこども(次世代)がまちづくりに参加することについて明確にする項目です。

3 考え方 ※どうしてその表現内容になったか、考え方などを記入します。

[8/18第13回作業部会の案]

築き上げた社会を継承するとともに、新しい時代を作り上げ、白岡町が将来に渡って発展していくためには、次代の白岡町を担うこどもにもまちづくりに関わってもらうことが重要です。こどもは白岡町の将来の宝だけでなく、現在の白岡町を支える大人たちの励みにもなりますので、この条例では、町民の中でも特にこどもに焦点を当て、こどもを町と地域(町民)で育成する観点から、独立した項としました。なお、この条例では、「こども」とは概ね18歳くらいまでを考えています。

①こどもは家庭での親の生き方だけでなく、地域のあり方なども見て成長し、その影響を最も強く受ける世代です。こどもが自ら学び、経験を重ね、個性や能力を発揮して成長できるような地域は、こどもの人間形成に大きな役割を果たします。このため、家庭での子育てだけでなく、学校・地域・サークルなどでも体験を重視した活動ができるなど、町民と町も子育てに関わり、こどもの成長を支援するような地域づくりに努めます。

②こどものうちから地域でのさまざまな活動を通じてまちづくりに参加していくことで、町政などにも興味を持ち、ひいては将来の白岡町を担う人材として成長すると考えるため、町民と町は、こどもがまちづくりに参加することを促進します。

[8/21第22回つくる会全体会議での委員の意見]

☐

※このシートを提出してください。

「白岡町まちづくり（自治）基本条例」前文（案）

第13回（H22.8.13）作業部会

※第22回全体会議（H22.8.21）で配付

私たちの白岡町では、先人達により美しい自然環境や数々の歴史・文化が創られ、農業を中心とした産業育成・伝統行事や習慣を含め人間関係を育む、まちづくりが展開されてきました。私たちは、先人の優れた業績を継承発展させると共に、時代に則した新たなまちづくりを自らの力で推し進めなければなりません。

そのために、私たちは町民憲章に則り、安全安心で持続可能な循環型社会の創造、新たな公共※を担う住民自治の推進、地域課題解決に向けたコミュニティの構築、少子高齢社会への対応、地産地消の産業振興など、そのときどきの課題に「住民協働によるまちづくり」で取り組みます。

住民協働によるまちづくりを前進させるためには、協働するための基本となる住民自治の仕組みや住民参画の方式を確立する事が求められています。私たちは自立した町民として、自らの責任で考え、行動し、互いを認め尊重し、「出会い、ふれあい、助け合い」ながら、自分たちのまちを、自分たちでの手で築いていこうとする町民主体の自治の精神を基本にまちづくりを進めます。

人権を守り、生活を高め、維持するために、自らの地域を自ら治め、管理する営みが自治の始まりであり、自治は人間社会に必然的に備わった協働の具体化として出発しました。自治は住民の協働なしに機能しませんが、協働は住民の参加・参画なしに成立しません。住民の参加・参画は自治の始まりでもあり、到達点でもあります。

そのために、私たちは学習・教育の仕組みを活用し、自らを向上させ、地方自治に参加していく必要があります。そして、私たちは町民の参加・参画を土台とした地域自治を拡大し、白岡町の自立的発展のために、議会や行政と協働するのみならず、あらゆる団体・個人と協働し、ぬくもりのある、平和で暮らしやすい、誰にも優しい思いやりのあるまち、コミュニティ豊かなまち白岡を目指し、ここに「白岡町まちづくり（自治）基本条例」を制定します。

※新たな公共とは

従来、行政が中心となっていくサービスだけが公共サービスと言われていたが、人々の価値観や社会情勢の変化などに伴い、その範囲が急激に広がっている。

近年では、公共の概念を行政範囲に限定せず、町民の自発的な活動により提供されるサービスや町民と行政の協働により提供されるサービスを含めて、広い範囲で捉えようという考え方がある。これを「新たな公共」と言う。